

平成 20 年 3 月 18 日

各 位

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 会 社 名 | ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社 |
| 代 表 者 名 | 代 表 取 締 役 社 長 若 山 陽 一 |
| コ ー ド 番 号 | 2 1 4 6 |
| 問 合 せ 先 | 取 締 役 フ ァ イ ナ ン ス 企 画 部 長 島 田 恭 介 |
| 電 話 番 号 | 03(5447)1710 |

第 1 回行使価額修正条項付新株予約権の発行（第三者割当て）及び コミットメントライン契約締結に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 18 日開催の取締役会において、BNP Paribas Arbitrage S. N. C（所在地：8 Rue de Sofia 75018 Paris, France）を割当先とした第 1 回行使価額修正条項付新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行及び同社と本新株予約権総数買取契約を締結すること並びに BNP パリバプリンシパルインベストメントズジャパン株式会社（所在地：東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 グラントウキョウ ノースタワー、以下 BNP Paribas Arbitrage S. N. C と併せて「ビー・エヌ・ピー・パリバグループ」と総称する。）とコミットメントライン契約（以下「コミットメントライン契約」という。）を締結することを決議いたしました（以下かかる契約により企図される取引を「新株予約権付コミットメントライン」又は「本件取引」という。）ので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の発行に係る募集の目的及び概要

(1) 本新株予約権発行の背景について

当社グループの主要顧客となる半導体・FPD（フラット・パネル・ディスプレイ）関連業界におきましては、メモリーに代表される半導体大消費時代の到来や、製造プロセスにおける 300mm ウェハラインへの世代交代の本格化、2008 年に開催される北京オリンピックの需要等を背景に、依然活発な設備投資が行われております。

このような事業環境の中で、当社グループは既存顧客に対する受注拡大や新規顧客への積極的な営業活動の展開により、高付加価値サービス及び商品にシフトを図って参りました。

アウトソーシングサービス事業及び設計開発事業におきましては、引き続き、労働市場の逼迫、顧客ニーズの高度化及びコンプライアンス強化の費用負担増により、人材ビジネス企業の選別淘汰が進み、合従連衡の動きが強まっております。特に、社員がキャリアアップしていける仕組みがあることやコンプライアンス遵守が確実になされる仕組みがあることが重要な成功要因になってきております。このような市場環境の中で、高付加価値化や出来高請負に強みを持ち、人材育成とコンプライアンス態勢の構築に従来から注力してきた、当社グループの投資機会は更に拡大し、絶好の投資環境が到来しています。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

実際、すでに行った M&A の事例としましては、製造装置事業におきまして、平成 19 年 5 月に連結子会社となった装置製造・販売を行うマイクロ技研株式会社が、業績の拡大に大きく寄与しております。当社グループの技術力と人材と装置のシナジーの好循環を活かした業務・資本提携を積極的に進めていきたいと考えております。

上述のとおり当社は、当社グループの主たる事業であるアウトソーシング事業、設計開発事業及び製造装置事業におきまして、成長戦略の重要な要素として、M&A を位置づけております。M&A を行うことにより、人的資源、経営ノウハウその他当社グループが成長するに必要なリソースを速やかに調達することができ、将来の成長期待を高め、株主価値の向上を図ることができるものと考えております。M&A をタイムリーかつ確実に実行するためには、必要な資金を必要なタイミングで調達できるようにしておくことが必要であります。一方、必要以上の資金をエクイティで調達することは株式価値の希薄化にもつながりますので、必要な時期に必要な十分な金額を調達できるようにマネジメントしていくことが大切です。当社は、現在、複数の M&A の案件について同時に検討を進めております。案件が具体化し次第、意思決定をしていく必要があり、資金調達手段についてもすみやかに決定していく必要があります。そういった観点からも必要資金のタイムリーな調達ということが M&A 戦略を推進して行く上で重要課題となっております。また、M&A のための資金調達であることを考えますと、財務の安定性という観点から、調達手法は十分検討して財務リスクの適正化を図る必要があります。当初は負債で調達、その後必要な額をエクイティに振り替えることができる資金調達手法は、その時点における適切な財務バランスの実現に大きく寄与することができると思います。

このように、当社における M&A を行うための資金を調達するために重視するポイントにつきましては、必要な額をタイムリーに調達できることと、しかるべき財務安定性を確保できることがあげられます。

以上の理由により、当社は、本件取引が現在の投資機会及び当社の資金調達ニーズに最適な手段であり、長期的な観点で企業価値の最大化に寄与すると判断し、今回の決定をするに至りました。

本件取引においては、コミットメントライン（融資枠）契約に基づく貸付の実行金額及びタイミングを当社の裁量で決定できます。一方、本新株予約権の行使は貸付債権額を超えて行使できないことから、貸付の実行を抑制的に必要最低限行うことにより、潜在株式数の過度な増加を抑制することも可能です。

すなわち、本件取引は、コミットメントラインの設定により機動的かつ低コストの資金調達が可能になる一方、当該貸付に係る貸付債権が本新株予約権行使における出資の目的とされていることで、株主資本が漸次充実される仕組みになっております。

また、本件取引は昨今のサブプライムローン問題等に起因する金融市場の不安定化によって下落している株価をもとにした資本調達を避けるため、新株予約権の行使期間の開始を平成 20 年 8 月 4 日からとしています。行使価額が当初約 4 ヶ月間平成 20 年 8 月 4 日ま

で(同日を含む。)273,000円で固定されていますので、平成20年8月4日まで(同日を含む。)は273,000円未満による権利行使は起こりません。

(2) 割当先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権者は、本新株予約権者が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を所有する会社、直接的もしくは間接的に新株予約権者のすべての株式もしくは持分を所有する会社、又はこれらの会社が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を有する会社(以下「グループ会社」という。)に譲渡する場合を除き、当社の承諾がない限り、本新株予約権を譲渡することはできません。現実として、本新株予約権がグループ会社以外に譲渡されることは想定しておりませんが、たとえば、当社が万が一コミットメントライン契約に基づいた借入債務につき期限の利益を喪失した場合等には、本新株予約権者が本新株予約権の譲渡を希望する可能性があります。ただし、その場合においても当社の承諾がない限り、本新株予約権を譲渡することはできません。

なお、当社は、本新株予約権総数買取契約において、割当先との間で、割当先が本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の空売りを目的として、当該株式の借株を行わず、またグループ会社にも同様の借株をさせてはならない旨を合意します。

また、当社は、日本証券業協会の自主規制規則である「会員におけ2るMSCB等の取扱いに関する規則」第9条の内容に従い、割当先と、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社の普通株式数が本新株予約権の割当日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うことが出来ない旨合意します。本新株予約権が行使された場合、交付を受けることとなる当社株式は、第三者へ売却することができます。

(3) 株式貸借に関する契約

当社の役員又は大株主と割当先との間で、本件取引に関連して当社株券の貸借に関する契約等を締結する予定はありません。

2. 調達する資金の用途及び額

今回本件取引を通じて調達する資金の用途は、M&A や関連する事業性資金の調達を目的としております。M&A につきましては、当社グループの主たる事業であるアウトソーシング事業、設計開発事業及び製造装置事業の更なる成長を図るために行うものであります。当社グループにおいては、前述のとおり、成長戦略の重要な要素として、M&A を位置づけております。M&A を行うことにより、人的資源、経営ノウハウその他当社グループが成長するために必要なリソースを速やかに調達することができ、将来の成長期待を高め、株主価値の向上を図ることができるものと考えております。M&A をタイムリーかつ確実に実行するためには、必要な資金を必要なタイミングで調達できるようにしておくことが必要で

ご注意：この文書は、当社が第1回行使価額修正条項付新株予約権(第三者割当て)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

あります。現状、当社は、複数のM&Aの案件について同時に検討を進めております。特に、当社グループにおけるアウトソーシング事業、設計開発事業及び製造装置事業のうち、設計開発事業につきましては、他の2事業よりも規模が小さいため積極的なM&Aを検討しております。また他の2事業につきましてもそれぞれの事業戦略を実現していくために必要なリソース及びノウハウの確保といった観点から、M&Aの検討を進めております。各案件の進捗具合に応じ必要な資金をタイムリーに調達することが、M&A戦略を推進して行く上で重要課題となっております。また、M&Aにより事業会社を買収し、または事業を譲り受けた場合におきましては、事業運営のために必要な運転資金や設備資金といった事業性資金を投資することも考えられますので、事業会社の買収・事業取得のための資金とともに、事業運営に必要な資金を調達する必要があります。

本新株予約権の発行及び行使に際して出資される財産の価値の合計を含めた差し引き手取り概算額は最大で5,988,000,000円ですが、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、コミットメントライン契約に基づきビー・エヌ・ピー・パリバグループが当社に対して有する貸付債権となるため、本新株予約権の行使に際して、金銭の払込みは行われません。本新株予約権が行使された場合、ビー・エヌ・ピー・パリバグループが当社に対して有していた債権は、出資された債権の価格の分だけ減額し、当社の負債が当社普通株式に転換されることとなるため、当社の負債は出資された債権の価格に相当する分減少し、純資産が同額分増加することとなります。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

① ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社

| 決算期 | 平成19年9月中間期 |
|----------|------------|
| 売上高 | 27,142百万円 |
| 営業利益 | 2,791百万円 |
| 経常利益 | 2,721百万円 |
| 中間純利益 | 982百万円 |
| 1株当たり純利益 | 4,681円76銭 |
| 1株当たり配当金 | — |
| 1株当たり純資産 | 57,534円25銭 |

② 日本エイム株式会社

| 決算期 | 平成17年3月期 | 平成18年3月期 | 平成19年3月期 |
|----------|------------|------------|------------|
| 売上高 | 11,073百万円 | 15,303百万円 | 23,952百万円 |
| 営業利益 | 199百万円 | 724百万円 | 1,835百万円 |
| 経常利益 | 201百万円 | 732百万円 | 1,806百万円 |
| 純利益 | 84百万円 | 375百万円 | 986百万円 |
| 1株当たり純利益 | 3,011円70銭 | 12,593円26銭 | 6,781円97銭 |
| 1株当たり配当金 | 900円 | 3,820円 | 2,020円 |
| 1株当たり純資産 | 46,479円69銭 | 58,407円51銭 | 17,417円93銭 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、平成17年3月期については平成16年5月20日付で株式分割(1:2)、平成19年3月

ご注意：この文書は、当社が第1回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



期については平成 18 年 4 月 1 日付で株式分割（1：5）を行いました。いずれも 1 株当たり当期純利益は期首に株式分割が行われたものとして計算しております。

③株式会社エイペックス

| 決 算 期 | 平成 17 年 4 月期 | 平成 18 年 4 月期 | 平成 19 年 3 月期 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|
| 売上高 | 4,446 百万円 | 7,270 百万円 | 7,468 百万円 |
| 営業利益 | 371 百万円 | 393 百万円 | 529 百万円 |
| 経常利益 | 356 百万円 | 483 百万円 | 622 百万円 |
| 純利益 | 158 百万円 | 248 百万円 | 307 百万円 |
| 1 株当たり純損益 | 6,184 円 45 銭 | 6,483 円 44 銭 | 6,962 円 44 銭 |
| 1 株当たり配当金 | 750 円 | 1,000 円 | 1,100 円 |
| 1 株当たり純資産 | 79,376 円 51 銭 | 90,069 円 55 銭 | 95,358 円 80 銭 |

(注) 当社は平成 19 年 4 月 2 日、日本エイム株式会社と株式会社エイペックスが経営統合し、両社を完全子会社とする共同持株会社として設立されたため、平成 19 年 3 月期以前については、日本エイム株式会社と株式会社エイペックスの業績を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 20 年 2 月 29 日現在）

| 種 類 | 株 式 数 | 発行済株式数に対する比率 |
|----------------------|-----------|--------------|
| 発行済株式総数 | 212,588 株 | 100% |
| 現時点の行使価額における潜在株式数の総数 | 7,965 株 | 3.7% |

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

| 種 類 | 株 式 数 | 発行済株式数に対する比率 |
|--------------------------------|----------------------------------|--------------|
| 発行済株式総数 | 212,588 株 | 100% |
| 当初の行使価額（273,000 円）における潜在株式数の総数 | 21,978 株 | 10.3% |
| 下限値の行使価額における潜在株式数の総数 | 下限値の行使価額が現時点で決定していないため、記載していません。 | — |
| 上限値の行使価額における潜在株式数の総数 | 上限値の行使価額はありません。 | — |

(4) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

| | 平成 20 年 3 月期 注 |
|-----|----------------|
| 始 値 | 193,000 |
| 高 値 | 242,000 |
| 安 値 | 120,000 |
| 終 値 | 171,000 |

(注) 当社は平成 19 年 4 月 2 日、日本エイム株式会社と株式会社エイペックスが経営統合し両者を完全子会社とする共同持株会社として設立されたため、平成 19 年 3 月期以前については記載していません。平成 20 年 3 月期については平成 20 年 3 月 18 日現在で記載しております。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 最近6か月間の状況

| | 平成19年 10月 | 平成19年 11月 | 平成19年 12月 | 平成20年 1月 | 平成20年 2月 | 平成20年 3月(注) |
|-----|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|----------------|
| 始 値 | 186,000 | 235,000 | 204,000 | 203,000 | 208,000 | 201,000 |
| 高 値 | 242,000 | 235,000 | 225,000 | 227,000 | 212,000 | 201,000 |
| 安 値 | 181,000 | 179,000 | 191,000 | 178,000 | 184,000 | 165,000 |
| 終 値 | 233,000 | 199,000 | 206,000 | 209,000 | 207,000 | 171,000 |

(注) 平成20年3月については、平成20年3月18日現在で記載しております。

③ 発行決議日における株価

| | 平成20年3月18日現在 |
|-----|--------------|
| 始 値 | 183,000 |
| 高 値 | 184,000 |
| 安 値 | 165,000 |
| 終 値 | 171,000 |

(5) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・第三者割当てによる第1回行使価額修正条項付新株予約権の発行

| | |
|--------------------|---|
| 発 行 期 日 | 平成20年4月2日 |
| 調 達 資 金 の 額 | 5,988,000,000円(差引手取概算額) |
| 募集時点における 発行済株式数 | 212,588株 |
| 当該募集における 潜在株式数 | 当初の行使価額(273,000円)における潜在株式数:21,978株 行使価額上限値における潜在株式数:行使価額上限値はありません。 行使価額下限値における潜在株式数:行使価額下限値が現時点で決定 していないため、記載しておりません。 (平成20年8月5日に、本新株予約権の行使価額がその時点の時価の 90%に修正され、下限行使価額が修正された行使価額の50%に固定さ れます。以後、行使価額は毎月第3金曜日に上下修正されます(下限 行使価額は修正されません。)) |
| 割 当 先 | BNP Paribas Arbitrage S.N.C |

(6) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

4. 大株主及び持株比率

| 募集前（平成 19 年 9 月 30 日現在） | |
|--|--------|
| 若山 陽一 | 36.17% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 11.08% |
| 水谷 智 | 5.61% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 5.05% |
| 日興シティ信託銀行株式会社 | 4.61% |
| 有限会社コペルニクス | 4.29% |
| ザバンクオブニューヨークノントリー ティージャスデックアカウント 常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 | 2.42% |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 2.01% |
| 加藤 慎一郎 | 1.88% |
| ザチェースマンハッタンバンクエヌ エイロンドンエスエルオムニバスア アカウント 常任代理人 みずほコーポレート 銀行 | 1.60% |

※ビー・エヌ・ピー・パリバグループとの間で本新株予約権について長期保有の取り決めをしていないため、募集後の株主については確定できませんので、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

5. 今後の見通し

今回の資金調達による、今期業績予想への影響はございません。また中長期的な観点での見通しにつきましては、本資金調達が実行される場合には、事業会社の買収及び資本提携がなされそのための資金が拠出される前提であります。よってこれら M&A が実行され、当社企業グループの成長確度が増すものと考えておりますので、中長期的には、対象となる企業あるいは事業により、その数値の大きさには幅がありますが、当社グループの売上高及び利益は増加していくものと考えております。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

本件取引では、当社がビー・エヌ・ピー・パリバグループからコミットメントラインの利用による資金調達を行うことが前提となっております。当社は本新株予約権発行後の当初約4ヶ月間、資金の需要、株式市場の環境、当社の株価水準を総合的に勘案しながら資金調達のタイミング及び金額をコントロールできます。また、ビー・エヌ・ピー・パリバグループに対し本新株予約権を発行することにより、コミットメントラインの利用において通常の借り入れよりも有利な条件での資金調達が可能となっております。

本新株予約権の発行価額につきましては、本新株予約権の行使に際して出資される財産が本コミットメントライン契約に基づくローン元本債権（以下「本ローン債権」という。）に限定されていること、本ローン債権が弁済等により消滅する際には本新株予約権も買入れ消却されること、本新株予約権の行使価額が発行後当初約4ヶ月間273,000円で固定されている事等を総合的に勘案して、発行価額を決定いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権により、上記273,000円の行使価額で資本調達を実施する場合、21,978株の株式発行が必要となり、当社の発行済株式総数212,588株に対する割合が10.3%となります。ただし、平成20年8月5日に、本新株予約権の行使価額がその時点の時価の90%に修正され、下限行使価額が修正された行使価額の50%に固定されます。以後、行使価額は毎月第3金曜日に上下修正されます（下限行使価額は修正されません）。当初約4ヶ月間の行使価額を273,000円に固定しており更に当初約4ヶ月は権利行使を不可とすることで、急激な希薄化を抑えることができます。当該4ヶ月の期間については、現在の市況環境での本案件による短期間での急激な希薄化の影響を極力抑制すること、及び当社株式の流動性を総合的に考慮して決定したものであります。既存株主様におかれましては、本新株予約権が行使された直後は、一時的に希薄化が生じますが、当社といたしましては、本件取引による調達資金を企業買収もしくは資本提携における資本の獲得またはそこから生ずる事業に投資することにより、売上高及び利益の増加がもたらされ、これらの収益増は企業価値の増大に貢献すると考えます。また、これにより、将来的には既存株主様の持分価値の向上に資するものであると考えております。このような考えのもと、このたびの発行規模を合理的なものと判断いたしました。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

| | | |
|----------------|------------------------------------|--------|
| ① 商号 | BNP Paribas Arbitrage S.N.C | |
| ② 事業内容 | 証券業務 | |
| ③ 設立年月日 | 平成6年5月9日 | |
| ④ 本店所在地 | 8 Rue De Sofia 75018 Paris, France | |
| ⑤ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 Yann Gerardin | |
| ⑥ 資本金 | 185百万ユーロ | |
| ⑦ 主要取引先 | ビー・エヌ・ピー・パリバ及び関連会社 | |
| ⑧ 大株主及び持株比率 | BNP Paribas SA (100%) | |
| ⑨ 主要取引銀行 | ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行 | |
| ⑩ 上場会社と割当先の関係等 | 資本関係 | 該当事項なし |

ご注意：この文書は、当社が第1回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

| | | |
|--|-------------|-----------------|
| | 取引関係 | 新株予約権総数買取契約の締結先 |
| | 人的関係 | 該当事項なし |
| | 関連当事者への該当状況 | 該当事項なし |

(注) 割当先の概要は、平成 20 年 3 月 18 日現在のものです。

(2) 割当先を選定した理由

本件取引の相手方である BNP Paribas Arbitrage S.N.C 及び BNP パリバプリンシパルインベストメンツジャパン株式会社はいずれもフランスを代表する世界有数の金融機関であるビー・エヌ・ピー・パリバの 100%子会社であります。また、本件取引をアレンジしたビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社は当社のビジネス及び財務戦略、ビジネスモデル及び環境についても熟知しております。ビー・エヌ・ピー・パリバは世界有数の高い信用格付け (AA+, Aa1) を維持しており割当先として安心して取引を行えるという結論に至ったため、ビー・エヌ・ピー・パリバグループを本件取引の相手先といたしました。

(注) 本割当は、日本証券業協会会員であるビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社東京支店の斡旋を受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議 (自主規制会議決議) 第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受けて募集が行われるものです。

8. コミットメントライン契約について

コミットメントライン契約の概要については下記のとおりです。

| | |
|------------|--|
| 融資枠 | 最大 60 億円 |
| 資金使途 | M&A 及び関連する事業性資金 |
| 最終弁済期限 | 平成 21 年 10 月 2 日 |
| コミットメントフィー | 24 百万円 |
| 返済方法 | 原則期限一括弁済 但し、本コミットメントライン契約に基づく貸付債権は、第 1 回行使価額修正条項付新株予約権の行使に際し出資されます。 |
| 金利条件 | 原則 3 ヶ月円 Libor |
| 借入先 | BNP パリバプリンシパルインベストメンツジャパン株式会社 |
| 融資実行 | 契約締結後条件整い次第 |
| 担保・保証 | 日本エイム株式会社による連帯保証 |
| 財務制限条項 | 無 |

以 上

ご注意：この文書は、当社が第 1 回行使価額修正条項付新株予約権 (第三者割当て) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社
第 1 回行使価額修正条項付新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称 ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社（以下「当社」という。） 第 1 回行使価額修正条項付新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数 6,000 個
3. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個当たり金 2,000 円
4. 新株予約権の払込金額の総額 金 12,000,000 円
5. 申込期日 平成 20 年 4 月 2 日
6. 払込期日及び割当日 平成 20 年 4 月 2 日
7. 募集の方法及び割当先 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を BNP Paribas Arbitrage S.N.C（以下「割当先」という。）に割当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」と総称する。）する数は、行使請求に係る本新株予約権の数に 100 万円を乗じ、これを第 9 項ないし第 11 項により決定される行使価額で除して得られる最大整数とする。
9. 金銭以外の財産を本新株予約権の行使に際しての出資の目的とする旨、その内容及び価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、BNP パリバプリンシパルインベストメントツジャパン株式会社と当社との間で締結されるコミットメントライン契約（以下、「コミットメントライン契約」という。）に基づき BNP パリバプリンシパルインベストメントツジャパン株式会社が当社に対して保有する貸付金債権のうち、額面金額で 100 万円の金銭債権とし、当該金銭債権の価額は、その額面金額と同額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの金額（以下「行使価額」という。）は、当初、273,000 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、平成 20 年 8 月 5 日を初回として、以降毎月第 3 金曜日（以下、「行使価額修正日」という。）に、各行使価額修正日に先立つ 3 連続取引日（行使価額修正日当日を除く。本要項において「取引日」とは、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「証券取引所」という。）において、当社普通株式にかかる普通取引が行われる日をいい、当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）のない日を除く。）の VWAP の単純算術平均値の 90% に修正される。修正後の行使価額は、当該修正日から適用される。但し、2 回目以降の行使価額修正日において修正される行使価額は、初回の行使価額修正日において修正される行使価額の 50%（以下「下限価額」という。）を下回らないも

ご注意：この文書は、当社が第 1 回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

のとする。

- (2) 前号の規定にかかわらず、下限価額は、第 11 項により行使価額が調整される場合、行使価額と同時に、同じ割合で調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。）その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 株式分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式もしくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。但し、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定した時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認をした日までに行使請求をした者のうち、調整後の行使価額により本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満を切り上げる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換により行使価額の調整を必要とするとき。

ご注意：この文書は、当社が第1回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 第10項又は本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用日その他必要事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使請求期間」という。）
平成20年8月4日から平成21年9月25日まで。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使する本新株予約権の数を乗じた額が、本新株予約権行使時におけるコミットメントライン契約に基づく貸付残高を超えない範囲においてのみ本新株予約権を行使することができる。
 - (3) 本新株予約権の行使において出資されるコミットメントライン契約に基づく貸付債権は、行使請求を行う本新株予約権者が保有しているものでなければならない。
14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、コミットメントライン契約に基づく借入債務を当社の選択により期限前弁済する場合（コミットメントライン契約に基づく期限の利益を喪失した場合において弁済する場合を含む。）、当該借入債務にかかる本新株予約権のうち、当該借入債務の元本金額を金100万円で除して算出した最大整数にかかる個数の本新株予約権を、1個につき金25,000円で、当該期限前弁済日と同日付で取得するものとする。取得する本新株予約権の特定は、当社取締役会において行う。
 - (2) 当社は、コミットメントライン契約における融資可能期間が終了した場合、当該終了日をもって、当該時点におけるコミットメントライン契約に基づく貸付金残高を金100万円で除して算出した最大整数にかかる個数の本新株予約権を除き、残存する新株予約権を無償にて取得することができる。
15. 新株予約権の譲渡制限
- 本新株予約権者が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を所有する会社、直接的もしくは間接的に本新株予約権者のすべての株式もしくは持分を所有する会社、又はこれらの会社が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を有する会社に譲渡する場合を除き、当社の承諾がない限り、本新株予約権は譲渡できないものとする。

ご注意：この文書は、当社が第1回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記増加する資本金の額を減じた額とする。
17. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権の行使の請求をしようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、行使する年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権証券を添えて（新株予約権証券が発行されている場合に限る。）、行使請求期間中（第21項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）の営業時間内とする。）に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した場合に限り、行使請求書に記載された行使する年月日又は行使請求書が行使請求受付場所に到着した日のいずれか遅く到来する日に発生する。
18. 株券の交付方法
本新株予約権が行使された場合、当社は、行使請求書が行使請求の効力が発生する日の午前11時までに行使請求受付場所に到達した場合には、当該行使請求の効力が発生する日（当日を含む。）から4営業日目に株券を交付し、行使請求書が行使請求の効力が発生する日の午前11時以降に行使請求受付場所に到達した場合には、当該行使請求の効力が発生する日（当日を含む。）から5営業日目に株券を交付する。但し、会社法その他の法令に基づき適法に株券が発行とされる場合には、株券を交付しない。
19. 本新株予約権証券の発行
 - (1) 当社は、新株予約権者の請求があるときに限り、本新株予約権にかかる記名式の新株予約権証券6,000枚を発行する。
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権にかかる新株予約権証券の無記名式への転換を請求できないものとする。
20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権を割当てる契約とコミットメントライン契約が締結され、60億円の無担保融資枠の設定がなされていること、本新株予約権の行使の際の出資の目的がコミットメントライン契約に基づく金銭債権に限定されていること、本新株予約権はコミットメントライン契約の貸付残高の範囲内でのみ権利行使可能であること、その他本新株予約権の内容を考慮して、本新株予約権1個の払込金額を金2,000円とした。さらに、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は第9項第(1)号記載のとおりとし、当初行使価額は、かかる新株予約権1個あたりの払込金額及び市場の動向を考慮して第9項第(2)号のとおり定めた。
21. 行使請求受付場所
ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社 ファイナンス企画部

ご注意：この文書は、当社が第1回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 横浜支店

23. 法改正等

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. その他

その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上